

●ヘルメットが命を救う

平成28年2月、松山市内で、高校生が自転車で道路を横断中に、右から進行してきた乗用車と衝突しました。はねられた高校生は、車のフロントガラスと路面で頭部を強打しましたが、幸いにも命は助かりました。きちんとヘルメットを着用していたからです。現在では、通学できるまで回復したそうです。県警では、衝突の衝撃などから判断して、ヘルメットを着用していなければ命が危なかったとみています。



④事故でフロントガラスが大破 ⑤衝撃に耐えたヘルメット

提供：愛媛県警察本部交通企画課

被害者にも加害者にもならないためにー
ルールをしっかりと守ることが大切

伊予警察署
交通課長
警部 石丸 浩子 さん



自転車に乗る時に気を付けてほしいことは、被害者にも加害者にもならないようにすることです。ヘルメットをきちんとかぶり、自分の身は自分で守る。自転車も車の仲間であることを意識し、歩行者に配慮して運転する。「自分一人くらい守らなくても」、「ちょっとそこまでだから」と思わず、ルールをしっかりと守ることが大切です。

自賠責が関係する交通事故で、加害者側が多額の損害賠償を命じられたケースもあります。歩行者が小学校5年生の児童が乗るマウンテンバイクにはねられ、被害者は頭の骨を折る重傷を負って寝たきりとなり、その家族と保険会社が児童の親を相手に損害賠償請求訴訟を起こしました。裁判所は親の監督義務責任を認め、児童の親に約9500万円の損害賠償を命じました。

損害賠償約9500万円

この制度は、ルールを守らない自転車運転者が増え、事故が深刻化していることから設けられました。ヘルメットをかぶるだけでなく、自転車の運転であつてもルールを理解し、事故を起こさないように気を付けなければいけません。自転車運転者講習は、危険行為で3年以内に2回以上摘発された14歳以上の自転車運転者に受講を義務付ける制度です。対象となる危険行為は、酒酔い運転、信号無視や一時不停止などの14項目があり、受講に応じない場合は5万円以下の罰金が科せられます。

自転車運転者講習って

こうした事態を防ぐため、県は「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を制定し、そこで、自転車に関係する交通事故で生じた損害を賠償するために、保険や共済などに加入することを呼び掛けています。自転車事故は、自分だけでなく、家族の誰もが被害者にも加害者にもなる場合があります。一番は事故の当事者にならないことです。自転車利用者は、もしものときのために必要な準備をしておく必要があります。

もしものときの備えを



最近では、カッコいいヘルメットの他に、帽子に見えるおしゃれなヘルメットもあります



特集

その乗り方、大丈夫？

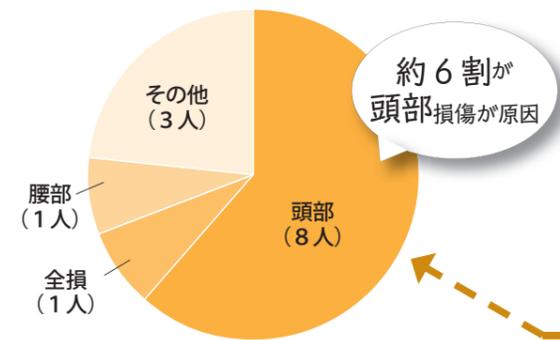
山がなくコンパクトなまち、松山。自転車は、手軽で便利な交通手段の一つです。その一方で、安全な乗り方をしないと、大きなけがをする危険があります。

自転車事故の現状
平成28年中における伊予警察署管内での自転車事故件数は23件で、負傷者は22人です。幸いにも本町で自転車事故に遭い、亡くなった人はいませんでした。しかし県内で見ると、自転車事故で13人が命を落としており、交通事故で亡くなった人の約2割に当たります(下の表)。その死因内訳を見ると、頭部損傷が8人、全損が1人、腰部損傷が1人、その他の原因が3人となっています(下のグラフ)。

命を守るヘルメット

命を守るためには、ヘルメットの着用が有効です。28年中の県内自転車運転者のヘルメット着用率は、約6割。県警は、頭部損傷で亡くなった8人のうち、4人はヘルメットをかぶっていれば命が助かったとみています。「かぶっておけばよかった」と後悔しないよう、「車やバイクと同じ乗り物」という意識を持ってヘルメットをかぶり、自転車に乗りましょう。

県内自転車事故の死因内訳(平成28年)



県内・伊予警察署管内における交通事故の発生件数と死傷者数(平成27・28年)

()は全事故における自転車事故の数。自転車事故の発生件数は、第1、第2当事者の合計

区分	28年		27年		増減	
	県内	管内	県内	管内	県内	管内
発生件数	4,497 (779)	181 (23)	5,086 (864)	201 (25)	-589 (-85)	-20 (-2)
傷者数	5,316 (739)	215 (22)	5,962 (810)	235 (20)	-646 (-71)	-20 (+2)
死者数	77 (13)	8 (0)	78 (17)	2 (1)	-1 (-4)	+6 (-1)

参考：愛媛県警ホームページ

